

令和 2 年 12 月 25 日

申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて(株)住宅性能評価センターをご利用いただき誠にありがとうございます。  
審査及び検査に関するお知らせをさせていただきます。

===== **お知らせ** =====

**「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の  
建築確認申請（審査・検査）の対応について**

令和 2 年 12 月 23 日に国土交通省より「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年国土交通省令 98 号)が公布されました。

今回の改正により、建築確認申請様式から押印欄が廃止され、申請時の押印の取扱いが改正されることから、住宅性能評価センターでは令和 3 年 1 月 4 日本受付分より、確認申請（審査・検査）について以下のとおり対応いたします。

- ・ 紙面による確認申請（審査・検査）の押印は任意とします。  
F-2Web を利用した事前審査の補正完了後からの紙面申請を含みます。
- ・ 電子署名による申請は当面の間継続いたします。
- ・ 「データ申請」を 2021 年 3 月を目途に新設します。  
データ申請とは確認申請書類を F-2Web を利用してデータで申請する方法です。  
(従来、本受付に必要であった電子署名または紙面提出は不要となる予定です)

F-2Web の確認申請（審査・検査）新書式対応は 2021 年 1 月 8 日以降を予定しています。  
(当面の間、改正前の様式による申請は可能です)

適合証明（フラット 35）の申請書には押印が必要です（12/24 現在）

特定行政庁等が指定する書式で押印が必要な場合は引き続き押印が必要です。

以上

上記件のお問い合わせは

株式会社 住宅性能評価センター 確認部  
東京都新宿区新宿 1-7-1 新宿 171ビル 3 階  
TEL:03-5367-8782 FAX:03-5367-8825